

平成30年度第2回福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会 議事録

1 開催日時

平成30年10月15日（月） 午前10時00分～午前11時30分

2 議題

福岡県消費者教育推進計画（第2次）素案について

3 出席者

福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会委員

朝見行弘委員、阿部弘樹委員、池田穂波委員、上島登美子委員、塩川秀敏委員、中村啓子委員、藤谷啓子委員、古川美恵子委員、蓑輪靖博委員、山口朋宏委員

福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会専門委員

梅津真里子委員、貴志倫子委員、清澤亨委員、中山浩一委員、日浅浩一委員、堀内孝一委員

（注）後記議事録中の発言者表記においては、専門委員も「委員」と記す。

人づくり・県民生活部及び教育庁職員

本田航二（人づくり・県民生活部生活安全課長）、南里弘人（福岡県消費生活センター所長）、原田佳代子（人づくり・県民生活部生活安全課課長補佐）、小野恵子（人づくり・県民生活部生活安全課消費者安全係長）、古賀浩利（教育庁教育振興部高校教育課主任指導主事）、石田亮子（教育庁教育振興部高校教育課指導主事）、藤島俊幸（教育庁教育振興部義務教育課指導主事）、熊本孝（教育庁教育振興部特別支援教育課指導主事）

（司会）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。時間の方になりましたので、ただいまから福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、人づくり・県民生活部生活安全課の小野と申します。よろしく願いいたします。

本日は部会の委員総数12名に対しまして、今お一人少し遅れてくるということでご連絡が入っておりますので、9名のご出席、という形になります。ですので、福岡県消費生活条例施行規則第23条第2項及び第26条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、部会長の方がまだ間に合っておりませんが、議事の進行につきましては副部会長の方をお願いするというので、よろしく願いいたしま

す。

はじめに、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長の本田からご挨拶申し上げます。
(事務局)

皆様、改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から本県の消費者行政の推進にご理解・ご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、8月に開催いたしました第1回目の当部会におきましては、今回策定をしております、消費者教育推進計画の2次計画でございますけれども、この骨子案につきましてご説明をさせていただいたところでございます。今回はこの骨子案に対しまして、皆様の方から貴重なご意見をいただいておりますので、それを踏まえまして、計画の素案というものを作成するためにご意見を頂戴したいというふうに考えております。委員及び専門委員の皆様におかれましては、是非とも忌憚のない活発なご意見等賜りますようよろしくお願いいたします。

(司会)

ではまずお手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。まず、受付でお配りした配席図が1枚ございます。卓上の方に会議次第を一番上にしてクリップ止めしております資料が会議資料の一式となります。一番上から会議次第、その下に施策検討部会の委員名簿、専門委員の名簿、出席者の名簿。その下に会議資料の資料一覧の方をつけております。この資料一覧の順番に資料の方を4種類まとめております。以上でございますが、不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、審議に入る前に、情報公開についてご説明いたします。この部会の会議につきましては、消費生活審議会と同様に原則公開となっております。なお、本日は傍聴の方はございません。また、部会の議事録・会議資料などは、発言者名と個人情報を除いて、後日、県のホームページの方に掲載をさせていただきます。それでは議事に移ります。議長の方は副部会長である箕輪委員の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(副部会長)

副部会長を仰せつかっております箕輪と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。今、部会長の朝見先生がまだ来られてない、ということのようですので、僭越ですが、私の方が進行をさせていただければと思います。今回は私の記憶ではアンケート調査等ですね、県民の方や消費者のアンケート調査等を含めながら、どのような計画がいかということ、活発な議論があったかというふうに思いますけれども、本日は具体的な推進計画の素案について議論をするということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私は急なものでもありますので、特に挨拶の内容など用意しておりませんので、とりあえず早速具体的な議論に移らせていただければと思います。前回、素案について、様々な議論がありましたけれども、まずは今回議論いただく素案に対して、前回〇〇委員から様々な指摘もありましたので、そちらの点も踏まえなが

ら事務局の方から具体的な素案の内容について説明をいただければというふうに思いますが。本田課長よろしいでしょうか。

(事務局)

生活安全課長の本田でございます。それでは着座にてご説明をさせていただきます。

第2次計画の素案について、ご説明をいたします。

お手元の「資料1-1 計画素案の概要」の表紙をめくっていただきまして、A3の資料をご覧くださいと思います。

字が大変小そうございますけど、この一覧表でございますけれども、1次計画での取組を振り返りつつ、2次計画ではどのような課題に着目し、取り組むのか、全体像をお示したものでございまして、前回、皆様の方からご意見を賜りまして、「消費者教育の現状について、どのように把握しているか。そして、学校アンケートや県民意識調査の結果から、消費者教育の必要性やその内容は明らかとなっているということから、今後の取組に、どのように活かしていくのか明らかにすべき」と、ご指摘もいただいております。今回これを踏まえて作成しております。

詳細な説明はまた次のページからいたしますけど、まず、この表の説明でございますけども、一番上の上段の中央でございますけども、今回の2次計画の「第1計画の基本的考え方」を枠囲みで記載しております。

ご承知のとおり計画の策定の趣旨でございますが、これは消費者教育につきまして総合的かつ、ライフステージに沿って体系的に取り組み、自立した消費者を育成するためというものでございます。以下、「2 計画の位置付け」でありますとか、「3 計画の期間」、そして「4 計画の推進体制」につきましては、記載のとおりでございます。前回の部会でもご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、この表の左側でございますけれども、3列のまとまりがございまして、参考としまして「1次計画の概要」というものを記載しております。当時、平成26年度からこの策定をしておりますけれども、当時の課題が何であったか、また、それに対する取組はどのようなものであったかということに記載しております。

次に、その横に記載しておりますのが、今回の2次計画の案の中でございましてその計画の中の「第2 消費者を取り巻く現状と課題」ということで書いております。2列のまとまりですけれども、1次計画のこれまでの5年間における、消費者を取り巻く現状としまして、法改正も含め、前回の部会でご説明しましたような消費生活相談状況、県民意識調査、学校アンケートを踏まえまして、社会情勢の変化の端緒なものをここに掲げております。これを踏まえまして、その横でございますけれども、分析、評価をしておるところでございます。

これらを踏まえまして、矢印の方向、右方向でございますけれども、4つの課題ごとに、今後の取組にあたっての留意点を確認し、2次計画の新たな課題を設定しております。

そして、最後の2列、右側の2列でございますけれども、この2次計画の課題を踏まえて、

今後重点的に取り組むテーマや具体的取組施策を記載しております。なお、その上の点線の枠囲みの方に注釈を入れておりますが、これは今回の2次計画案の「第3 消費者教育推進の基本的方向」、「第4 消費者教育の内容」、「第5 市町村の取組に対する支援」にあたるもののうち、重点テーマに沿った主なものを抜粋して記載しているところでございます。

なお、この一覧では、字のポイントが小さく見づらいということで、大変申し訳ございませんけれども、3つに分割して拡大したものを次のページから添付しておりますのでこちらを用いて、順を追って、ご説明させていただきます。なお、ホワイトボードの方にもその位置関係を書いておりますので、ご参照いただければと思います。

次のページをめくっていただきたいと思っております。このページは、1次計画で設定をいたしました課題のうち、「実践的な消費者教育の実施」について、記載しております。

この課題の重点テーマとしては、「高校生・大学生を中心とした若年者に対する消費者教育の推進」や「消費者教育の担い手育成」を設定し、具体的取組として、学習指導要領に基づく消費者教育の推進のほか、高校生・大学生などを対象とした出前講座を毎年200回程度、実施してきております。また、教員向け研修も、年1回程度、行ってきたところでございます。

その横でございまして、現状としましては、若年者の消費生活相談件数は年々減少をしてきております。

一方で、平成29年度の、18歳から21までの若年者の消費生活相談件数を示した表がありますが、これからも分かりますように、18歳、19歳は未成年者取消権により保護されておりますが、成年になりますと、その権利が行使できなくなるということもございまして、相談件数が大幅に増加しております。こうした点を踏まえまして、4年後、成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられますので、対策の準備が必要というふうに理解をしております。

このような現状を踏まえまして、分析、評価の欄に書いておりますけれども、高校・大学における出前講座等の実施により、消費者トラブルが回避されるという効果が現れ、若年者からの相談件数は減少につながっているというふうに考えております。

しかし、生徒は毎年入れ替わるということに加え、今後、成年年齢引下げによって18、19歳の消費者トラブルが急増することが懸念されます。

そのため、16、17歳の若い、早い段階からの消費者被害防止の啓発の実施が必要であるとともに、高校を中心に、学校における、消費者教育の担い手である教員向け研修の充実を図っていくほか、家庭における担い手である保護者への啓発も必要であるというふうに考えております。

そこで、これまでの取組の継続が必要というふうに判断しておりまして、矢印のところでございますけれども、成年年齢の引下げに対応するため、実践的な教育の対象を若年者に設定する必要があると考えております。このため、課題としましては、「若年者に対する

実践的な消費者教育の推進」としております。次のページをお願いいたします。

このページは、第1次計画で設定した課題のうち、「高齢者への情報提供・注意喚起の徹底」について、記載しています。

この1次計画での重点テーマとしましては、「地域一体となった高齢者の消費者被害の防止」と「消費者教育の担い手育成」を設定をし、具体的取組としましては、「高齢者を地域で支えるためのネットワークの構築など」、ここに掲げております5つの取組を主に行ってきたところでございます。

その横にございます、現状でございますけれども、まず、高齢者の消費生活相談の割合のグラフをご覧いただきたいと思っております。

60代、70代ともに、高齢者の相談件数が高齢者人口の増加率を上回って増加をしております。全相談に占める高齢者からの相談割合も高水準で推移をしております。

その下でございますが、一方で、障がい者等の消費生活相談につきましては、平成20年度以降増加をしております。平成25年度以降は1,200件程度で推移をしております。また、今回の県民意識調査、前回ご報告しましたが、この中でも「障がい者等の見守り者からの相談が多いという傾向がある」という状況が分かっております。

こうした中、平成28年4月には、消費者安全法の改正によりまして、「消費者安全確保地域協議会」という、市町村では被害者の個人情報共有できる、地域の見守りネットワークの法的組織が設置可能になっております。

このような現状を踏まえまして、分析、評価の方でございますが、まず、高齢者についてですが、相談割合は高水準で推移しており、今後も同様の傾向が続くものと推測されます。また、その中には、加齢による判断力の低下や地域社会とのつながりの希薄化による情報不足などの問題を抱えている場合があることから、「高齢者本人に対する啓発」に加え「高齢者を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要があると考えております。

次に、障がい者についてでございますが、相談件数が平成25年以降、高い水準で推移しております。障がい者を見守る方々からの相談が多いということも踏まえまして、「障がい者本人に対する啓発」に加え「障がい者等を支えるネットワークに対する啓発」を図る必要があるというふうに考えております。

そこで、これまでの取組の継続が必要というふうに考えてまして、さらに、重点テーマとしては、消費者教育の対象を高齢者だけではなく、当然のことながら、障がい者等も追加する必要があるというふうに考えております。

このため、課題としましては、「高齢者・障がい者等への情報提供・注意喚起の徹底」としております。次に、このページの真ん中より左下の方をご覧いただきたいと思っております。

1次計画で設定した課題のうち、「インターネットを使った消費トラブルへの対応強化」について、記載をしています。これについては、重点テーマとしては、前回1次計画では設定はしていませんでしたが、具体的施策としましては、上記の、若年者や高齢者に対する消費者教育の取組で行われている内容（要素）の中に含めて対応してきております。

また、そのほかに「情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発」や「非行防止・ネット依存防止地域ミーティング」などの取組を行ってきたところでございます。

現状としましては、今回の県民意識調査や消費生活相談状況から、「スマートフォンの利用が幅広い年齢層で進み、インターネットの利用拡大に寄与」、また「決済手段も多様化し、電子マネーの利用が拡大をしていること」、「インターネットに関する相談が全ての世代で増加している」という状況が分かりました。

このような現状を踏まえまして、分析、評価のところでございますけれども、幅広い年齢層で、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高める消費者教育が必要であるというふうに考えております。また、本年2月に閣議決定されました国の「消費者教育に関する基本的な方針」の当面の重点事項の中でも掲げられておりますように、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについて意識を持つことや、情報リテラシーの向上を含む消費者教育の推進を図ることも必要であるというふうに考えております。

そこで、これまでの取組の継続が必要と判断しまして、さらに、情報リテラシーの向上を図るため、重点テーマとして今回追加する必要があるというふうに考えております。

このため、課題といたしましては、今回、新たに「高度情報通信社会への対応」を掲げることとしましております。次に、さらに、左下の方をご覧いただきたいと思っております。

第1次計画で設定しました課題のうち、「消費者市民社会の意義についての理解促進」について、記載をしております。これについては、重点テーマとして、設定はしてはおりませんが、具体的な施策につきましては、上記の、若年者や高齢者に対する消費者教育の取組で取り扱われる内容として含めて対応してきたところでございます。

現状としましては、これまでの社会情勢の変化としまして、環境に配慮した商品や仕組みの普及や、地産地消への関心の高まり、さらには「持続可能な開発目標（SDGs）」が、「国連持続可能なサミット」において採択され、平成28年1月に発効されたことが挙げられます。このような進展もあり、今回の県民意識調査では、「社会的課題の解決を意識し、商品などを選択する人の割合が6割に上っております。

このような現状を踏まえまして、分析、評価としましては、商品の普及や持続可能な開発目標の発効により、消費者が消費行動を通じ、環境問題や社会問題、大規模災害の被災地の復興などに貢献する消費の動きが浸透してきているというふうに考えております。

そこで、これまでの取組の継続が必要であるというふうに判断としておりますが、他の課題に比べまして、昨今の時勢において、最優先で取り組むまでには至らない、と判断しまして、前回同様、重点テーマとしては設定はしてはおりません。

なお、課題につきましては、「消費者市民社会」という言葉の理解よりも、実際の消費行動に、持続可能な社会への配慮が結び付いていくことがより重要であると考えまして、「消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成」としてしております。

最後に次のページをお願いいたします。

このページは、さきに説明しました、第2次計画案における、新たな4つの課題に対して、

優先的に取り組むべき重点テーマや、課題を解決するための具体的取組施策につきまして、当面、考えております内容を記載しております。

1つ目の「若年者に対する実践的な消費者教育の実施」という課題に対しまして、重点テーマとしましては、「成年年齢引下げを踏まえた若年層に対する実践的な消費者教育の推進」を設定しております。

その具体的取組施策としましては、

- ・学習指導要領に基づく教科授業における実践的な消費者教育の実施
- ・高校生を対象とした啓発講座の実施
- ・大学生等を対象とした啓発の実施

などを考えております。

さらに、もう一つの重点テーマでありますけれども、「地域における消費者教育の担い手育成」を設定しております。

その具体的取組施策としましては、

- ・小・中・高等学校、特別支援学校等の教員研修の実施
- ・高校生の保護者を対象とした啓発の実施
- ・大学、専門学校等の教職員に対する研修会の実施

を考えております。

2つ目の「高齢者・障がい者等への情報提供・注意喚起の徹底」という課題に対しまして、重点テーマとしましては、まず、「地域一体となった高齢者・障がい者等の消費者被害の防止」を設定しております。

その具体的取組施策としましては、

- ・関係団体と連携した高齢者・障がい者等に対する消費者教育の推進
- ・特別支援学校の生徒・保護者を対象とした啓発講座の実施
- ・特殊詐欺等の被害防止のための啓発の実施
- ・市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援
- ・市町村・関係機関に対する消費者被害の最新情報の提供
- ・福岡県消費者安全確保地域協議会等を通じた関係機関の連携促進
- ・市町村消費者安全確保地域協議会等の設置に向けた情報提供や助言

を考えております。

なお、先ほどもご説明いたしました、もう1つの重点テーマであります、「地域における消費者教育の担い手育成」を設定しておりますが、その具体的施策といたしましては、

- ・消費生活サポーターの育成・支援

を考えております。

3つ目の「高度情報通信社会への対応」という課題に対して、重点テーマとしましては、「高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進」を設定しております。

具体的取組施策としましては、上記において教育する内容を含むほか、

- ・メディアの適切な活用の推進
 - ・情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発
- を考えております。

4つ目の「消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成」という課題に対しては、重点テーマは設定しておりませんが、具体的取組施策としては、上記において教育する内容を含むものというふうに考えております。

以上が2次計画の素案の概要でございます。

なお、恐れ入りますが、お手元の方の資料1-2、これが計画素案の本体の方でございます。説明につきましては省略いたしますけれども、めくっていただきまして、目次がございます。この目次は、前回お示しました骨子案による構成となっております

それから、25ページからが「第4 消費者教育の推進の内容」ということございまして、34ページからが「第5 市町村の取組に対する支援」についてでございます。これにつきましては先ほど課題ごとに説明しました取組以外にも、県及び関係団体等が実施するものについて整理し、記載しておりますので、後程、ご確認をいただければと思っております。

最後に、参考資料としまして、資料2-1、2-2をつけております。「福岡県消費者教育推進施策事業一覧」と「福岡県ライフステージ別消費者教育取組状況」についてつけております。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

(副部長)

本田課長、どうもありがとうございました。それでは、今説明がありました内容を踏まえまして、たくさん資料があるようですので、細かいところまでなかなか今の時点で見られるところ、見られないところあるかもしれませんけれども、ご自由に質問、それからご意見などございましたら、挙手の上ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。〇〇委員、お願いいたします。

(委員)

一つはですね、4ページの(イ)の丸の2つ目ですね。消費者安全確保地域協議会とか、役割の明確化、とか書いてありますね。相談員の。このところをもうちょっと説明していただいていいですか。

(副部長)

本田課長、どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

本体の資料の方の4ページ目の今ご指摘をいただきました消費者安全法の一部改正でございます。これにつきましては、高齢者・障がい者等の消費者被害の防止につきましては、ご本人のみならず、周りからの声かけでありますとか、働きかけ、そういったものが非常に重要だということでございまして、国の消費者戦略の中で福祉部局とも連携をしまして

ですね、その対象者の方が被害に遭わないように、また遭った場合にも被害が防止できるようにですね、それぞれの市町村の方で、例えば民生委員さんでありますとか、地元の警察署の方、当然消費生活の担当者の方、そういった方々が皆さん集まりまして、被害に遭われそうな方の情報を共有したりでありますとか、もう少し踏み込めばその方の被害に遭った情報、個人情報も共有してですね、被害防止につなげていくと。そういうふうな協議会を作るようにというふうな、これは努力義務ではございますけれども、そういうふうな改正がございまして、平成28年4月から施行しております。あと消費生活相談員につきましても、これまでいろんな資格の法律がありましたけれども、法定化には至らなかったということでございまして、改めましていろんな資格等も統合しまして、消費生活相談員の職というものを法定化し、さらに専門性のある相談員につきましましては、指定消費生活相談員という制度にしたということで、今後ともより専門性・スキルが求められる資格につきまして、法的位置付けをやったというようなことでございます。

(委員)

前の方の協議会については、市町村で努力義務であるという理解でいいですね。そして今あった指定消費生活相談員というのはこれはどこがどういう形で育成していくんですか。

(事務局)

今2点言われました。消費者安全確保地域協議会につきましてですけども、こちらの方は地方公共団体が設置できるという形になっておりますので、福岡県としましては、市町村の方がより総合行政として住民に身近なところで住民サービスの方を担っていただいておりますので、市町村の方に是非作っていただきたいということで設置促進をしております。県の方も設置できますので、県の消費者安全確保地域協議会につきましては今年度4月に設置したところでございます。

指定消費生活相談員制度でございますが、こちらの方は施行年月日が別になっておりまして、これだけまだ未施行でございます。指定消費生活相談員は平成31年度からという形になっておりまして、消費者安全法が平成28年4月から改正されたことによりまして、消費生活相談員の資格が国家資格化されております。この国家資格をお持ちの相談員で都道府県の相談員のうち認められた者につきまして指定消費生活相談員として指定することができるというふうになっておりまして、現在のところは未施行ですので指定の方はまだ、という形になっております。

(委員)

相談員の方は個人的な意思によるものですね。自分が国家試験を受けて通った人が登録があるから、その人たちを県が相談員にお願いするという。県が直接いろんな研修会をしたり、試験対策をしたりして育成していくということじゃない。

(事務局)

消費生活相談員の資格試験と申しますか、国家資格の試験はそれぞれいろんな方がお受けになってあります。市町村の相談員ですとか、県の消費生活相談員ですとか、すでに地方

公共団体の方で相談業務を行っている職員に対しましては、県の方がスキルアップを図るための研修の方は、毎年実施してきておりまして、今年度も実施をしております。

(委員)

法制化されて国家資格化されたと今説明があったので。国家資格というと国家試験があるということですか。それを受ける・受けないは個人の意思が重視されますよね。で、その国家資格に通った人たちが何人かいらっしゃる中を相談員としてお願いするということですか。制度的には。

(事務局)

指定消費生活相談員についてということでもよろしいですか。指定消費生活相談員の方は国家資格を取った職員の中から、という形になります。で、まだ未施行ですので現在のところはいい、という形になっております。

(委員)

もう一つね、この17ページには、今私たちが来ているこの会は、県の消費生活消費者教育推進協議会ですよ。これ、市町村においても、消費者教育推進協議会を設置して、現在のところ非常に少ないということですが、この協議会と、今説明があった安全確保地域協議会というのは、別物になるわけですね。

(事務局)

はい。別になります。消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会というのが一般にあります。今先生方にお集まりいただき、審議していただいている分につきましては、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進協議会という形になっておりまして、法的根拠が全く異なっております。

(委員)

具体的に市町村の中には、理想的にいった場合、2つの協議会があると。それを県が設置してもらおうように推進するということがいいですかね。理解としては。

(事務局)

現在、福岡県内に消費者教育推進地域協議会を設置していただいている団体さんというのは福岡市のみです。一方、福岡市のほうは消費者安全確保地域協議会の方はまだ未設置ですので、2つ揃っているところというのが、現在はございません。市町村のほうに、法律に基づいて似たような協議会が設置されても、内容がかぶっている、構成員がかぶっているというところがあるかと思しますので、そういった意味で消費者安全確保地域協議会、消費者安全法に基づくこちらの協議会の方は、既存の福祉ですとか、防災のネットワークの方をお持ちのところが多くございましたので、そちらの方を活用する形で設置のほうが進んでおります。それをさらに活動を広げていただければ、消費者教育の地域協議会、推進する協議会にも活用していただければいいのではないかと考えているところでございます。

(副部長)

今、ちょうど部長が来られたんですけども、進行の都合上、適当なところで引き継ぎ

ますので、よろしく申し上げます。

そして、今のところの確認というかですね、これから安全確保地域協議会の方を、市町村の方に作ってくださいということで今進めているので、それらを作っていくという話になっていくと、それで、その時に、消費者教育の方の、以前からある組織についても、それを活用しない手は無いので、それを上手く活用しながらこちらの組織も、実際にどうなるかは分かりませんが、市町村によって、実態は同じにしながら2つの組織にしていくであるとか、あるいは新たにまた、完全な形で安全確保地域協議会を作るとか、まあ、それはこれから流れによって市町村に応じて作っていくというような指針でよろしいでしょうか。

(事務局)

同じような協議会がダブらないようにというところで、市町村に対応していただければと思っております。

(副会長)

それでは、今この消費者安全法に関わる協議会をどうやって作っていくかという話が主として議論されていましたが、他のところも含めまして、どんなところでもかまいませんのでお気づきの点などございましたら意見・質問等ご自由にお願ひできればと思いますが、いかがでしょうか。

はい、〇〇委員どうぞ。

(委員)

A3の一枚目の資料のところの、インターネットを使った消費トラブルへの対応強化ということで、分析評価のところですね、幅広い年齢層で教育の必要があるということですね、課題として挙げております。A3の最後の資料をですね、ちょっと見させていただいて、高度情報通信社会への対応というところの、具体的な取組・施策というところですけど、かっこの書きで具体的な施策は上記において教育する内容に含まれるほか、以下のとおりということで、幅広い年齢ということで、この上記というところにおいては、若年層と高齢者に限った教育になるんじゃないかというふうに思います。ですので、いわゆる20代半ばから60代くらいまでの教育というところをですね、どういうふうに具体的に進めていこうとしているかをお聞かせいただきたいのですが。

(副会長)

高度情報通信社会への対応というところで、上記の施策の中で行っているという部分があるので、そのところで例えば具体的に、若年層が中心となる対策ではないかということですけども、その中身をもう少し教えてもらいたいという趣旨かと思えます。

(事務局)

現在、今年度やっている事業の資料として、2-2の資料をつけているので、ご覧いただけますでしょうか。裏側に、情報とメディアという対象領域に対しまして、どういう施策があるか、取組を行っているか、というのをこちらのほうでご確認いただけるかと思いま

す。仰っていたように、どちらかというところ若年層のほうに、現在のところ、取組が偏っていたのかなというところはあるんですけども、それぞれの世代に対しまして、パソコン講習において啓発を行ったり、一般的な広報・啓発において、取組のほうは進めてきたという形になっております。平成31年度以降の取組につきましては、現在予算の計上を内部のほうで策定中でございますので、まだその内容が全てこの中に盛り込まれているという形にはなっておりませんので、どうしても新たな取組がここに無いと思われるかもしれないんですけども、それにつきましては、計画を最終的にお出しするまでに、こちらのほうは再度、31年度予算を取りまとめられた時点くらいに各課のほうに調査しまして、盛り込んでいきたいというふうに考えております。

(副部会長)

よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

前回出席できていないので、もしかしたら出ているかもしれませんが、資料1-1の最初のA3の概要のところの一番上の、実践的な消費者教育の実施の真ん中の、右側の分析のところの一番下に、16歳・17歳の早い段階からの啓発の実施が必要ということで、おそらく、高校1年生・2年生を対象にされているかと思うんですけど、例えば中学校3年生もしくは中学校全般、もっと低くして小学校高学年とか、そういった段階の児童・生徒に、こういう啓発の実施ということは検討されていらっしゃるのかどうか、そういったことをお聞かせいただければと思います。

(副部会長)

ではどうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

まず、ここに書いてあります念頭としましては、高校1年生及び2年生において、必ずそういった実践的な教育を行うということを念頭においております。特に、平成34年の7月1日に、2学年が同時に成人になるということもございますので、高校生になったらすぐ、もしくは学校のほうの事情で全学年を通してやったりとか、この学年を中心にやったりとか、そこは学校のそれぞれのご判断になるかと思いますが、私どもが念頭においておりますのは、一応、高校に入ってから1～2年の間で集中的に、こういった啓発講座を受けていただく、というふうなことを念頭に考えております。

(副部会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。分かりました。私も福岡県弁護士会として、中学校とか小学校にも外部の講師として授業に行くんですけども、やはり消費者教育もたまにやるんですが、中学校からそういう啓発があるとさらにこの消費者教育として、非常に充実したものにな

るのではないかと思います。提案として、もう少し低い段階から啓発活動があればいいかなというふうに思います。

(副部会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか、今ちょうどご意見があったので、それについて私のほうからも感想というか、半分質問のようなものもあるんですけども、今度民法が改正されて、成年年齢が下がるということで、ここにもデータが出ていますけれども、どうやって教育するかというのは大変重要で、今まで20歳からという場合でしたら、大学に入ってから2年間でこういう教育ができるという部分がありましたけれども、今度18歳になりますと、大学では遅いということになりますので、まさにこの計画のように、前倒しをしてやるということは当然必要だろうと思うんですけども、一つ、どうなっていくのかなと思うのが、今度高校等以前の、それこそ〇〇委員が仰ったように、義務教育のところ、本来であればある程度きちんとした教育をするプログラムといいますか、指導要領になっていかないとおかしいのかなという気は個人的にするので、そういうふうに変わって行くようなことも考えながら、高校のところはどうしていくか、ということも検討していく必要があるかと思うんですが、その点で情報とか、変わってきそうだとかということはあるのでしょうか。

(事務局)

小中学生についてなんですけれども、学習指導要領に基づいて、それぞれの教科で対応されております。実際には小学生の段階では、お金の使い方ですとか、金融教育のほうが、まず最初に取り上げられていて、中学生の段階になっても、実際にお金の使い方を踏まえて、仰っているような契約に関するところが、少しずつ学習内容に入っていく形になっております。ただ、実際に買い物とかを、中学生段階ですとそれほどたいした買い物をしたり、経験が無いということで、本当に知識面で習得するという部分に重きが置かれているというように、学習指導要領上は見えるのかなとは思いますが、それを踏まえて高校から通学範囲が広がったりですとか、社会的なつながり、友人関係とかも広がってまいりますので、そこを踏まえて段々と相談件数も、概要のほうでは見えないんですけども、素案のほうの9ページの図表の5を見ていただきたいと思うんですけども、図表の5の15歳・16歳では、福岡県内での平成29年度の件数は70件弱程度まで、17歳でも100件未満で、高校生段階までは、たいして大きな相談件数というのも動いていないんですね。やはり、それほど大きな金額の買い物にはなかなか結びついていないので、トラブルも少ない。18歳・19歳になると、やはり増えてきて、ただ未成年者取消権の兼ね合いで、成年以降よりもちょっと少ない。この2段階で増えていきますので、このところを踏まえると、やはり中学生だと実践的になっていう部分が、まだ早いのかなと考えて、現段階では高校生だけに絞らせていただいております。

(部会長)

すいません、朝見でございます。大変失礼いたしました。今の点についてですけども、

私は消費者教育という言葉の内容がですね、若干多義的に使われているというか、混乱しているというか、そういうような感じを受けておまして、私は2つともと区別しなければいけないだろうと思うんですね。一つは、今、小野係長がお金の使い方であるとかといったようなことを話されましたけれども、そういう基本的な考え方といいますか、知識というか、お金って何なんだろう、あるいは、クレジットとは何なんだろうとか、あるいは、契約って何なんだろう、という、そういう基本的なところの理解が、私、弁護士として事件を扱っておりますと、20歳を過ぎたくらいの若い人たちでも、契約を非常に軽く考えているところがあるんですね。契約を結んで、ちょっと強引に求められるとすぐに応じてしまう。とりあえず急場をしのげれば良いからイエスと言っておくと、後でキャンセルすれば良いだろう、くらいに考えていて、契約の拘束力といいますか、重要性というのをよく理解できていないという問題、それは裏を返せば、日頃は、そう契約って言うのは厳しく言わないわけで、変えてほしいんだっちははいはいと言ってキャンセルに応じるという実態があることもあるんだけれども、それが原則じゃないんだよというところから始まって、お金の問題・クレジットの問題ということの基本的なところを理解させる、してもらおうという、これは消費者教育というか一般常識の問題になるんだらうと思うんですが、そういう側面と、それからもう一つは、いわゆる若年者で被害が増えている、これをどう対応しなければいけないのか、という具体的な、インターネットを注意しなければいけないよ、とかですね、そういった具体的な被害防止という点に着目をした対応といいますかですね、私の言葉で言うと注意喚起というような側面と、おそらくこの2つの面があるんだらうと。どちらかというとな前者のほうは教育庁の方の所管になるんだらうし、後者は生活安全課の方の所管になると、縦割り行政でいうとそういう話になってしまうわけですが、その2つを縦割りでやれと言っているわけではなくてですね、常に意識をしてやならいと、お互いにごちゃごちゃになってしまう、という気がするわけですね。これは特に弁護士会なんかやっている、消費者教育というものの中を見てみると、どうも2つのものが混在してごちゃ混ぜになっちゃって、かえって分かりにくくなっているんじゃないだろうかと、という感じを持っております。これは特に質問ではなくて、意見ということで申し上げたいと思います。流れがございますので、このまま菘輪副部長に続けていただきたいと思えます。

(副部長)

いかがでしょうか。はい、〇〇委員。

(委員)

今お話の点についてなんですが、現在高校生・大学生を対象とした出前講座が実施されております。高校ではほとんどの学校で実施されているんですが、今回の新しい方針としては、新規の事業として、高校生を対象とした啓発講座の実施と、それから大学生は、啓発の実施というふうに分けて示してあります。どちらかというとな、これまでの出前講座は、今お話にありました、トラブル回避の具体的なお話を聞いていたと思っております、

今回新たにお示しされた啓発講座は具体的に、実施方法とか内容とか、これまでの出前講座と何か異なったものを想定してあるのか、違いがあれば教えていただきたいと思うんですけれども。

(副部会長)

どうぞ、よろしくお願いします。

(事務局)

まず、実施学年ですけれども、これまでは、ほぼ高校3年生の、卒業前の2月とか1月とかに実施してきたんですけれども、当然のことながら、今後は、先ほども申しましたように、高校の1～2年生の学年で実施をしていくというふうに考えております。

それから、方法でございますけれども、いろんな事例を基に、講義をやっていくなかです、ね、今回消費者庁さんも社会への扉という冊子を作っておりますけれども、ああいうふうな形で、例えばクイズ形式であったりとか、ロールプレイなども取り入れながらですね、より具体的・実践的に考える、例えばワークシートを使って自分で記入した上で、その中で問題意識を確認をしていくというふうな取組とかいうものを入れたいというふうに考えております。それから、保護者に対しても、講座を設けるということでございまして、当然、家庭での子どもと親御さんとの会話の中でも、そういった啓発というのをお互いに意識をシェアするというふうなことも含めまして、保護者向けの講座を高校生とは別にやると、そういったところで、より実践的な形でですね、学習指導要領が完全施行するのが平成34年でございますので、それまでの間、これまでの出前講座というのをバージョンアップして、各高校を中心に組み込んでまいりたいというふうに考えています。

(副部会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

(部会長)

すみません、話を元に戻して恐縮なんですけれども、先ほど消費者安全確保地域協議会の話が出ておりましたけれども、お話を伺っていて、なかなか、一体これは何なんだろう、どことどう連携していくんだろう、ということが、見えにくいのかなという気がしております。これは、事務局のほうは当然ご承知だと思いますけれども、消費者庁のほうガイドラインを出しておりますけれども、これも硬い書き方で分かりづらいんですけれども、一番私がよく出来ていると思っているのが、石川県の生活安全課が作っている、確か、安全確保地域協議会の設置&運用マニュアルというような名前の、30ページくらいの冊子があります。これはですね、分かりやすくよく出来ているものだというふうに私は思っております。今日お持ちすればよかったですけれども、持ってきておりませんが、これと同じものを是非作ってくれというところまでは申し上げませんが、これを是非参考にされてですね、おそらく委員の方に配布する分には石川県は文句言わないだろうと思うんですが、来週でしたか、促進の研修会があって、私講師を頼まれておりますが、

そこで配布をするので石川県に許可を取ってくれと言ったら許可が出ておりますので、皆さんにコピーをお渡しできるんじゃないかと、インターネットでダウンロードできますので、皆さんにお配りするなり、ご自身でダウンロードするなりしていただければよろしいかと思えます。これはなかなかよく出来たものだというふうに考えております。ちょっと情報提供までです。

(副部会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

あの、ちょっと読ませていただいてですね、今座長さんが言われましたように、県がする仕事と、それから消費者教育の現場、に一番近いところといいますと市町村になりますので。私もよく分からないんですけども、消費者安全確保地域協議会、できたら教育推進地域協議会の方がいいと思えますけど、その2つが難しいとすれば、市町村でとにかく安全確保地域協議会を作っていただくように全力で県がやる。で、これが上手い具合に機能しますと、市町村の幼稚園、保育園、小・中は市町村の管轄ですから教育委員会、社会教育課との連携がしますので、そこでどういう教育をやっていくかということが徹底すると思うんですね。幼稚園、保育園、小・中においては、やはり教育委員会がリードしていつて、ここにも関係の方がお見えですので、やると。それから高等学校においてどうするかはちょっと課題がありますけども、校区が非常に広がりますので難しいですけども。その協議会の中に入ってやるのも一つだし、県教委が担当して全県立高校、あるいは私立も含めたところをやるということも一つでしょうけども。

それともう一つはですね、この今障がい者と高齢者の問題をみとりましたけれども、これも安全協議会がきちんとやりますとですね、社会教育課が大体この団体の関連を担っておりますので、この中にはたくさん各団体との連携がありますけれども、実際高齢者に対してどういう教育が今現場で行われているかという、警察の方が「こういう詐欺がありました」とか言って、老人会のいきいきクラブとか総会にお見えになってそういう話をされて高齢者の方はどんどん啓発をされていていっている現実でありますので、やはり高齢者の方の被害を防いだり、教育をするためには、地域の老人会、そういうところと連携していく必要が僕は非常にあると思えますので、そのためにもこれは機能する必要があるし、それから現に私はいっぱい携わっておりますけど、障がい者の団体。これもですね、身体障がい者地域協議会、なんとか協議会がありますので、そこになんか私も出ましたけど、そういうところについて協議をする。そうすると必ず知的障がいの方なんかは保護者の方もお見えですので、そういう方にも徹底していくと。そうすると小・中、高校はちょっと考えなきゃいけません、それと障がい者・高齢者、それからそれに伴うPTA活動もそこが掌握してしますので、何かですね、この安全確保地域協議会が本当に機能すればですよ、それもただ単に被害対応だけでなく教育面も含めて機能してくればですね、今よりもっと進んだ福岡県の消費者教育が進むだろうというふうに期待がものすごく持てると思うん

です。こういうものすごく美辞麗句がいっぱい並んでますけれども、この美辞麗句をきちんと掌握するとやはり僕はこれに行き着くだろうと。そこがしっかり機能するように関係を持っていくというのが県の役割じゃないかというのが一つ。

もう一つはそこで担う人材育成をどうしていくかと。これが2つめの問題ですが、これはやはり市町村とかでは難しゅうございますので、県が今までされているように先生とかいろんな方たちに集まっていただいて、まず学校の先生方が消費者教育についての知識を深めていただくと。公務員と学校の先生が一番引っかけやすいといわれていますからですね。なぜかという、社会性がないからすぐ甘い言葉に乗っちゃうわけです。僕も教師をしてましたけど、たくさん何百万円も引っかかった先生がおります。そういう先生が教育をしても意味がないと思うので、そういう先生方の自覚をまず、教育を担う人材育成を県がやると。だからもう少しきちんとした形で絞ってですね、文書をどこかに付け加えてもらいたいような気がします。一番最後までもいいし、この重点のところでもいいと思います。そしたら大体これ網羅されますよ。で、そのの一点を見ていつも60市町村をずっと県が見ていく中で進捗状況の管理をしていくということがどうかなと思ってちょっと提案をするところであります。以上です。

(副部会長)

いかがでしょうか。これはまあ、なかなか全体に関わるところでもあるかと思えますし、まあ今すぐ具体的にですね、やっていけないところもありますので、今回の計画、あるいはもうその先も踏まえながらそういう方向性で検討していくというのはどうか、という趣旨でもあったと思えますけれども。いかがでしょうか。このあたりはできそうだ、とか、ここはなかなか難しいとかってことも含めてありましたら。いかがでしょうか。

(事務局)

この安全確保地域協議会につきましてはいわゆる高齢者でありますとか障がい者、いわゆる社会的弱者の方が被害に遭いやすい、もしくは遭うということがございまして、それを念頭に作ってください、というようなお話を市町村の方にはしております。実際に大牟田市ではですね、こういった高齢者・障がい者以外にもですね、児童虐待の見守り、この機能も兼ね備えたネットワークを持っておられますし、北九州市さんであれば民間の宅配事業者もこのネットワークの会議に参加してですね、やっているということで。それぞれの地域の実情なり、特色を出しながらですね、この運用をやっていただいております。今ご指摘といいますか、ご提案があった小・中・高、特に義務教育の方の部分についてどうなのか、そこも機能としてどうなのかということにつきましても、ご意見を頂戴しまして、今後ですね、そういった視点からの展開もできるような市町村というのもですね、もしそのような意向がありましたら、私どもとしましても支援をしてですね、取組とかいろんな形の情報提供をしてまいりたいと思います。

ただ今、委員からご指摘があった点をどういうふうにとめるかにつきましては、私どもの方で整理をさせていただきたいと思えます。

(副部会長)

分かりました。おそらく〇〇委員の発言のような方向性で検討していくということについて、前向きだろうと思うんですけど、どういう形で計画の中に具体的に反映させていくかというのは、さきほどもちょっと言いましたけれども、結構広い問題もありますので、ご検討いただいてということでもよろしいかと思いますが、他にいかがでしょうか。

そうしましたら私の方からちょっとひとつ。全体の関わりで、第1次計画で挙げられている概要と比較していただいているので、新規にやることになった部分が結構多いかと思えますし、そういう形で充実したものになっておりますし、あるいは拡充していくということもありますけれども、1次計画の目標で、もうこれは達成したので、今回はもう特に項目として入れていないということ等もやはりあるでしょうか。1次計画で達成しているので、それを踏まえて今回の第2次の計画に入れたということがありましたら、ここはもう上手く行って終わっているとか、それを踏まえて今度は第2次で撤回しているというようなことがありましたら教えていただければと思うんですが。

(事務局)

はい、基本的には1次計画での取組課題というのを引き継ぎつつ取組を充実させていくというスタンスでございますので、個別の事業的には見直していくというのはございますけれども基本的には続けていくということでございます。例えば先程もございました若者向けの出前講座につきましては、きちんと高校生と大学生あるいは保護者というように分けて、特別支援学校については当然保護者同伴の中で内容を区別してやるということでございますので、そこはこれまで以上に丁寧に取り組んでいくというようなことでございます。それから安全確保地域協議会の重要性についてもご指摘をいただいておりますけれども、1次計画ではとりあえず設置をすることが目的という旨の記述をしていたかと思えますけれども、今後は設置も当然未設置のところがあと約半数ほどありますので、当然設置は働き掛けてまいります。設置したところにつきましても個人情報の話、さきほどご指摘があったような幅広い機能を担っていくような部分も含めて各市町村の方で柔軟な形で活発にこの協議会を運用していただくように私ども支援をしていくといったところをこの計画の中ではやっていきたいというように考えています。

(副部会長)

ありがとうございました。

(委員)

今度は大学ですが、教育大学とかは特に先生になっていく人が消費者教育を担うとなると、一般教養の単位の中に消費者教育という教科を作っていただいて例えば教員になる者は法学を取らなきゃいけないというくくりの中で消費者教育を取らなきゃいけないとかいう大学の中に一般教養の設置科目として作っていただくのもひとつかなと申しますのは、今まで日本社会が信頼信頼で来ておりました弁護士のない社会であったのが本当にこの頃は弁護士が居ないと事が解決しない変な、私とすればつまらない社会になっておりますの

で、しっかりやはり教育をしていく意味で大学でそういう単位を設置するというのも重要じゃないかと思っています。それから労組の方とか婦人会の代表の方もいらっしゃるんですけども、やはり傘下の労組とか婦人会の方にもきちんとかような教育を企業でするよいうにということをしかり今まで以上に呼びかけいただいて、またはそういう企業の方に地域の安全協議会等に入ってもらったり、女性会の方も入っていただくなりして、連携を密にしてそこそこでやっていくと、今まであまり消費者教育とか日本の社会にはなかったことですので、しっかりしたものを作っていくことは重要かと思しますので、そういう取組を併せて検討していただきたいということで要望をしておきます。

(部会長)

朝見ですけれども、今の〇〇委員のお話非常に先を見た話だろうというふうに思いますけれども、なかなか例えば大学での単位化の話になりますと、文科省の縛りが掛かっていますので、そう簡単には行かないというところがあります。制度的な問題もありますが、その意味では教える人がいるのかというところがもう一つ問題だと思うのです。消費者教育をちゃんとできる人がいるのか、さきほどから出前講座等というのが挙がっておりますけれども、確かにそういう形でやってはいますけれども、先ほど言ったように内容が様々なので、いわゆる体系的な消費者問題というもののできあがっていないわけです。法体系としてはできつつあるのかもしれませんが、消費者の教育という意味での体系というのはまだ全くできていないと、言っていいたらうと思います。その辺も一から作っていかねばならないだろうという気がいたします。それと、やはりこの問題、根本は僕は家庭教育だろうと思うのです。家庭の中でそういうことは子どもに教えられるか、親自体がそういう教育を受けていない世代に入っていますので、その辺のところの対応をどうして行くか、〇〇委員が言われましたように、この問題というものはおかしくなっていると言われた。おかしくなっていると言うよりは、常識というものが変わりつつある。それがいいのか悪いのかというのは分かりませんが、やはりそこに上手く対応していかないといけないのかなという気はしております。ただ、趣旨としては私もそうあるべきだろうなという気はしております。

(副部会長)

そろそろまとめのお時間になっていますけれども、まだ時間が残されていますので、今最後のまとめに近いような方向性に関する議論も出てきましたけれども、いかがでしょうか。前のところに戻ってということも含めまして、ありましたらどうぞよろしくお願ひします。

(委員)

特別支援学校関係なんですけど、資料1-1の一覧表なんですけど、若年者に対する実践的な消費者教育の推進に2つテーマがありまして、その下に特別支援学校はこちらの方に位置付いているところが大きいとは思いますが、体系的な教育内容という話が出ましたので少し。特別支援学校で今インクルーシブ教育の時代を迎えまして、生徒が非常に多

様化しております。ですので、例えば成年年齢の引下げを踏まえて若年層への対応とかいうのも特別支援学校には少なからずともいる。従来から肢体不自由の知的障がいがない子ども達とかに加えて特別支援学校の中に発達障がいの子も達が増えて来て二次障がいをもって来ている子ども達もいて、その子ども達というのは、日常生活の中で買い物とか当然のようにしますし、インターネットもしますし、そういった意味では成年年齢引下げを踏まえたというのは、下の方の欄で対応されるのかとは思ってはいるのですが、多様化というところで先ほど体系的な教育内容というのがありましたので、特別支援学校も準ずる教育ということで、必要とする内容もあるということでご確認という話です。

(副部会長)

ありがとうございました。

(事務局)

どちらの方に位置付けるか、というのは私どもも当然ご指摘のとおり理解しております。当然若年者に対する実践的な教育の中にも、特別支援学校は入ってくるということでございまして、そのような旨で事業の実施とかそういったものも通常の高校生と同様に考えていきたいと考えております。

(副部会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

そうしましたら、私の方から意見というか、一つは社会が変わっている中で、それに対してどう制度が付いていかななくてはならないのか、それから人間が付いていくのかという朝見先生からも話がありましたけれども、大学生に対して話をしていると、大学生を支えなければいけない保護者の方がそもそもどうも浮ついているようなところもあって、父母懇談会というのもおそらくどの大学でも今やっているかと思えますけれども、その中で学生に対してはこうやっているのだという、保護者の方が大学に行っているのだからなんとかなのではないのかというような感じのところもあって、やはりなかなか全体としてどういうふうな教育をしていくのかというのは難しいというのも最近感じたところなのですが、一つは高校生の保護者を対象とした啓発ということもありますけれども、今一つ教育したから世の中すぐ変わるわけではないので、長期的な目で見えていくとやはり大学辺りでも保護者に向けていろいろ話をしていかななくてはならないということで、それと各大学で父母懇談会等でもすごく苦労しながらどうやって問題の説得をしていくかということもありますので、これから高校を含めてやっていくということも挙げられているので、非常にこちらにも身につまされるようなところもあると思いましたが、それから大学生を対象とした啓発とは何をやっていくのかということもありましたけれども、中身を見てみますと例えば入学式のところに説明してくださいというようなことで、一応どこの大学でも入学式の直後に学生生活に対する心構えのようところでやっていて、先ほどの話ではないですけれども、人材が適切なのかということも若干あって、なんとなく先生のカラーだけで、こういうものはいけないというようなことしか言っていないというようなところも

あってなかなか今回第2次の計画ということで、前回のものを踏まえて様々な新規のもの、それからこれはいいものなのでもっと拡充していこうという案を提起されているところですけれども、まだまだ5年10年掛けながら新しく変わっていく社会に対応した教育とは何なのかということは続けていかなくてはいけないだろうと思って特に最後の方でいろいろな意見が出てきたところで概要のところの下の2つの項目で、例えばインターネットに対してどうなっていくかというのはまさにこれからの社会の変化に対して最もやっていくべきことでしょうし、そもそも論として一番下の消費者市民社会とは何なのか、それにどうやって参画していくのか、消費者市民社会というものの自体がまだ流動的なところなので、徐々に拡充されていくと最終的にはいいものになるのかというようなことで、ずっと先の話も含めてですけれども、考えていたところです。これは私の感想ですけれども、朝見先生。

(部会長)

本日は大変失礼をいたしました。今回の案を拝見いたしまして、前回第1回の会合の議論が十分に反映をされていて様々な御意見が出ていましたけれども、それをほぼ反映しているのではないかというふうに感じております。また、今日の議論を伺っておりまして、非常に将来的な問題というのをご指摘いただいたのではないかと感じております。それは消費者教育とはそもそも何かというところの問題、それからどうやってやっていくのか、体系的なものがない中、皆がそれぞれのやり方で対応しているということで、実は私どもの大学でも私のところに消費者教育の話をしてくれないか、いいですよ、どうしてという話をしたときに、実は学内で投資詐欺的なもので、クレジットを組ませて金を借りさせてというのが蔓延をはじめたので、警告をしたいのだ。それは消費者教育とは少し違うでしょうということの問題が私は前から引っ掛かっております。消費者教育という意味ではこの審議会のこの前の副会長であった佐賀大学の岩本さんが中心的に動いておられる消費者教育法学会という学会があって、そこでかなり議論をされておりますし、岩本先生もかなり実践的に研究をされております。そういうところと連携しながら、また、弁護士会、司法書士会がやっている注意喚起的なものもそれに組み合わせる形で何か一つの体系的な流れというものができないのか感じをもっております。今日は基本的なところを踏まえてご議論をいただいたところでございますけれども、事務局からお示しをいただいた、第2次の推進計画の素案について、基本的な方向というものは、了承をされたのではないかと考えております。今後は第3回の会合が、11月の16日に予定をされております。そこで最終的に提案内容を詰めて、パブリックコメント、意見聴取を行って一般の方から意見を伺った上で、この審議会の親会の方に出して、その後は議会という流れになっていくんだろうというふうに思います。ですからもう1回皆さんの意見を反映させる機会はあるだろうというふうに思います。今日は基本的な推進計画の裏にある思想についての御議論もあって非常に充実したものになっているのではないかと思います。どうもありがとうございました。

(副部会長)

それでは、そろそろお時間ですので、他にご意見がなければ、これをもちまして議事は終了いたします。議事運営に対しましてご協力ありがとうございました。

(司会)

委員の皆様、本日はありがとうございました。これをもちまして本日の福岡県消費生活審議会施策検討部会を終了させていただきます。

なお、次回の施策検討部会につきましては、11月16日午前10時からを予定しております。場所は吉塚合同庁舎の特5会議室、この会場になりますので、次回もこちらまでお出でいただければと思っております。皆様には改めて開催通知の方をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。